一般社団法人草加八潮医師会入会、退会、入会金及び会費等規程

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人草加八潮医師会定款（以下「定款」という。）第７条から第９条までの規定に基づき、本会会員の入会、退会、入会金及び会費等について定めることを目的とする。

（入会資格）

第２条　本会に入会することができる者は、定款第５条の規定に該当する者でなければならない。

（会員の種別）

第２条の２　会員の種別は、次のとおりとする。

２　正会員　　会員となり得る資格を有し、一般社団法人草加八潮医師会（以下「法人」という。）の目的に賛同して入会せる医師にして、これをＡ会員・Ｂ会員の２種とする。

３　Ａ会員　　医療施設を開設する医師及び医療法人が開設する医療施設の管理者たる医師にして、これを甲・乙の２種とする。

⑴　甲会員　診療所を開設する医師及び医療法人が開設する診療所の管理者

⑵　乙会員　病院を開設する医師及び医療法人が開設する病院の管理者

４　Ｂ会員　　医療施設、研究施設等に勤務する医師とする。

（入会手続）

第３条　本会に入会しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

（１）　入会願書、医師免許証（写）および履歴書

（２）　健康診断書

（３）　誓　約　書

（４）　推　薦　書

（５）　案内図および設計概要書（入会にあたり新たに診療所又は病院を開設しようとする場合に限る。）

（６）　施設の売買契約書（写）又は賃貸契約書（写）（既存の医療施設を買収または賃貸により取得して開設しようとする場合に限る。）

２　前項の規定により入会の申込みがあったときは、入会審査委員会において入会の適否を審査し、理事会でその承認の可否を決定する。

３　入会審査委員会は委員３人をもって組織し、会長が選任する。

４　入会審査委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

５　入会の承認を得た者は、本会を経由して、速やかに次の書類を提出しなければならない。

（１）　入会申込書（埼玉県医師会、日本医師会あて）

（２）　医勢調査票（埼玉県医師会経由日本医師会あて）

（入会金）

第4条　入会の承認を得た者は、会員の種別にしたがい、それぞれ、次の入会金を納めなければならない。

(1)　Aの甲会員　　２００万円
(2)　Aの乙会員　　５００万円
(3)　B会員　　４万円

2　入会金は、入会の承認の通知を受けた時、直ちに一括納付するものとし、減免、納期延長又は分割納付は認めない。

(管理者の交替または会員種別の変更に伴う入会金等)

第５条　前条の規定にかかわらず、医療法人が開設する医療施設の管理者たる医師の交替に伴う入会金は４万円とする。ただし、A会員である管理者の高齢、病気または死亡によって、その親族が交替して管理者となった場合には、第６条の規定を準用する。

2　前項の規定にかかわらず、その医療法人が理事長の交替に伴って新たに発足するものと認められる場合には、その管理者たる医師の入会については新規入会者とみなし、入会金を徴収する。

3　B会員がA会員に該当することとなったときは、入会金の差額を納入しなければならない。

4　Aの甲会員がAの乙会員に該当することとなったときは、入会金の差額として、甲会員の資格を取得した後の年数に応じ、下記の金額を納入しなければならない。

資格取得後の年数	納　入　金　額
５年未満	140 万円
５年以上 10 年未満	100 万円
10 年以上２０年未満	７０万円
２０年以上	２０万円

(医療施設の譲渡に伴う入会金)

第６条　A会員の高齢、病気又は死亡を理由としてその尊属１親等若しくは卑属１親等、配偶者、血族２親等（兄弟姉妹、孫）、血族３親等（伯叔父母、甥・姪）、血族４親等（従兄弟姉妹）、姻族１親等（義父母）、姻族２親等（義兄弟姉妹）、姻族２親等（兄弟姉妹の配偶者）、姻族３親等（義甥姪）に該当するものが、そのA会員から施設の譲渡を受けて新たにA会員になるときは、入会金を免除する。（親等は非嫡出子及び養子を含む）

~~2　前項の規定と同様の理由により、尊属２親等に該当する者、兄弟、姉妹、孫（子の養子を含む。）又は姻族１親等に該当する者が施設の譲渡を受けて新たにA会員になるときは、入会金は、第４条に規定する金額のそれぞれ２分の１を免除する。~~

~~3~~ 2　医療施設を前~~2~~項に規定する者に譲渡した元A会員が、再度、その施設の譲渡を受け、A会員となるときは、入会金は免除する。

改正：令和５年　４月　１日
１項、３項改正：２項削除

(分院開設に伴う特別負担金)

第７条　A会員が当地内の別の場所に分院を開設した場合は、次に定める特別負担金を納入しなければならない。ただし、その新たな施設の管理者がA会員として入会した場合は、この限りではない。

Aの甲会員　　120 万円

Aの乙会員　　260万円

（会費）

第８条　入会の承認を受けた者は、入会月の所属する月からそれぞれ次に定める会費を毎月１０日までに納入しなければならない。

A会員（管理する１施設ごとに）　　１１，２００円

B会員　　１０，５００円

（会費の使途）

第８条の２　入会金、特別負担金及び前条に規定する会費は、その８０％以内を収益事業等会計に充当し、他は使途を定めないものとする。

（免　除）

第9条　療養による休業期間が３ヶ月以上にわたる会員は、４ヶ月目以降診療再開に至るまで、会費を免除する。

２　会員として２０年以上在籍し、満~~77~~　83歳に達した会員は、会費を免除する。

改正：令和５年　４月　１日

２項改正

（退会）

第10条　会員は、退会しようとするときは、速やかに、退会届を提出し、同時に、貸与された備品等を返還しなければならない。

２　会長は、会員が退会したときは、理事会に報告するものとする。

（異動）

第11条　会員は、医療施設の移転若しくは増改築をし、または診療科目、病床数等の変更をしようとするときは、事前に異動届を提出しなければならない。

２　会長は、前項に規定する届出があったときは、理事会に報告するものとする。

（入会金の返還）

第12条　既に納入された入会金は、いかなる事由があっても返還しない。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際、現に旧規程により適用を受けている者については、なお従前の例による。

親族家系図

入会金規程の免除範囲

